

# 八王子市飲食店認証制度実施要綱

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、飲食店が取り組む感染症対策について市が認証する制度を設けることにより、利用者に安心と信頼を提供し、もって感染症に対して強靱な社会・経済の形成に資することを目的とする。

(対象)

第2条 認証制度の対象となるものは、市内で営む日本標準産業分類中分類 76 飲食店(小分類 760 と 766 を除く。)に規定する飲食店(以下「対象施設」という。)とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 店舗の代表者、責任者及び実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員その他の反社会的勢力に属すると認められるとき。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する事業
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。

(認証基準)

第3条 市長は、対象施設を運営する事業者(以下「対象事業者」という。)が対象施設において取り組むべき感染症予防対策に係る基準(以下「認証基準」という。)を定めるものとする。

## 第2章 認証等

(申請)

第4条 認証を受けようとする対象事業者は、対象施設ごとに、当該対象施設において自らが実施すべき感染症予防対策を認証基準に沿って定め、八王子市飲食店認証申請書(第1号様式)により、市長に申請するものとする。

(認証等)

第5条 前条の規定により認証の申請があったときは、市長は、提出された書類等を確認するとともに、現地確認等により、申請の内容を審査するものとする。ただし、東京都コロナ対策リーダー徹底点検済証の発行を受けた施設は現地確認を省略できるものとする。

2 市長は、前項の申請が認証基準に適合していると認めるときは、認証することを決定し、当該認証に係る対象事業者(以下「認証事業者」という。)に対し、八王

子市飲食店認証決定通知書(第2号様式)により、その旨を通知する。

- 3 市長は、前項の認証を決定したときは、認証した旨を表象する認証マークを交付するとともに、当該認証を受けた対象施設(以下「認証施設」という。)を公表するものとする。
- 4 市長は、第1項の審査において認証基準に適合していないと認めるときは、当該申請に係る対象事業者に対し、不認証決定通知書(第3号様式)により認証しない旨を通知するものとする。この場合において、市長は、認証基準に適合していない事項を摘示する等、認証しないこととした理由を示すよう努めるものとする。

(認証マークの利用等)

- 第6条 認証事業者は、認証施設において認証マークを利用(当該認証施設において利用者の見やすい場所に認証マークを掲げることをいう。以下同じ。)するとともに、認証事業者が発行する広告物等において認証マークの名称(以下「ファンプレイス」という。)を使用することができるものとする。
- 2 認証事業者は、その責めに帰することができない事由により認証マークを汚損し、又は亡失したときは、認証マーク再交付申請書(第4号様式)により認証マークの再交付を求めることができる。

(変更の報告)

- 第7条 認証事業者は、認証施設の名称、認証に係る感染症予防対策の内容その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、認証事項変更報告書(第5号様式)を使用して、市長に報告するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により変更の報告があったときは、提出された資料を確認するとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとする。

(調査等)

- 第9条 市長は、必要があると認めるときは、その職員等をして、認証施設を調査し、認証に係る感染症予防対策の実施状況を点検させ、認証事業者に対して必要な報告を行わせることができるものとする。

(認証事業者の責務)

- 第10条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 認証に係る感染症予防対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。
  - (2) 認証マークの適正な使用及び管理を行うこと。

(3)前条に規定する調査に協力すること。

(認証の辞退)

第11条 認証事業者は、その認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、認証辞退届出書(第6号様式)により、認証の辞退を申し出ることができる。

2 前項の申出をした店舗は、遅滞なく、認証マークの利用を停止し、及びこれを廃棄するとともに、「ファンファンプレイス」の名称を使用してはならない。

(認証の取消し)

第12条 市長は、認証施設が認証の基準を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証施設に係る認証事業者に対して改善を要請し、改善要請に従わないときは、認証を取り消すことができるものとする。

2 市長は前項の規定にかかわらず、第2条に該当しなくなったと確認したときは、認証を取り消すことができるものとする。

3 市長は、前2項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、認証取消通知書(第7号様式)により、その旨を通知するものとする。

4 前項の通知を受けた事業者は、遅滞なく、認証マークの利用を停止し、及びこれを廃棄するとともに、「ファンファンプレイス」の名称を使用してはならない。

5 市長は、認証施設が廃業又は廃止したことを確認したときは、当該認証店舗に係る認証事業者からの申し出がない場合であっても、認証を取り消すものとする。

(認証等の事務委託)

第13条 市長は、第5条及び第9条の事務を委託し、受託者に実施させることができる。

### 第3章 感染症発生時の措置

(認証の効力の一時停止)

第14条 認証施設の従業員又は利用者の中から新型コロナウイルス感染症の患者が発生したとき(以下「患者発生時」という。)は、認証事業者は、遅滞なく、市長に報告するものとする。この場合において、市長は、当該施設における認証の効力を一時停止する必要があると認めたときは、認証の効力の一時停止について(第8号様式)により、その旨を当該認証事業者に通知するものとする。

(不遵守の場合の取り消し)

第15条 患者発生時において、その原因が認証に係る感染症予防対策の実施を怠ったこと又は認証事業者若しくはその従業員の故意若しくは過失によるものであることが明らかとなったときは、市長は、直ちにその認証を取り消し、認証取消通知書(第7号様式)により、その旨を当該事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定により認証を取り消された事業者は、遅滞なく、認証マークを廃棄するとともに「ファンファンプレイス」の名称を使用してはならない。この場合において、当該事業者は、取り消しの日から起算して6か月間は第4条の申請を行うことができないものとする。

(認証の効力の回復)

第16条 第14条の規定により認証の効力の一時停止をした場合において、その原因が前条第1項に掲げるものでないことが明らかとなったときは、当該認証事業者は、その認証施設を媒介とする感染拡大の危険性がなくなったと判断(保健所の指導助言その他の合理的な根拠に基づくものに限る。)できた時から、認証マークの利用及び「ファンファンプレイス」の名称使用を再開することができるものとする。

2 前項の規定により認証マークの利用等を再開しようとする認証事業者は、あらかじめ、事業再開届出書(第9号様式)により、その旨を市長へ報告するものとする。

## 第5章 雑則

(免責)

第17条 市は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を一時停止されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって生じた損失又は損害について、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年11月15日から施行する。

第1号様式

## 八王子市飲食店認証申請書

令和 年 月 日

八王子市長 殿

以下のとおり申請します。

黒ボールペンで記入してください。(消えるボールペン不可) 修正液、修正テープの利用不可

申請者情報	
フリガナ 申請者：	(法人の場合は名称及び代表者役職名・氏名)
〒 - 申請者住所：	
フリガナ 店舗名：	駐車場の有無 無 有 ( 有料 無料)
〒 - 店舗所在地：	
最寄り駅： _____ 線 _____ 駅 徒歩 約 _____ 分	
フリガナ 担当者：	電話： _____ (日中連絡がつく番号) メールアドレス： _____
店舗ホームページ URL：	
確認項目 にチェックマーク(✓)を記入してください。	
八王子市飲食店認証事業実施要綱を遵守し、認証の基準に沿って感染防止に取り組んでいます。 利用者に「安心して楽しめる会食 虎の巻」を周知し、遵守するよう署名(代表者の氏名、連絡先)を要請します。 八王子市飲食店認証事業認証店として、公表されることに同意します。 東京都の【飲食店向け】コロナ対策リーダー・徹底点検済証発行店舗です。(東京都の認証ステッカーの写真を申請時に提出すること) 店舗概要へ 東京都の【飲食店向け】コロナ対策リーダー・徹底点検済証発行店舗ではありません。 現地確認、施設概要へ PayPay 加盟状況： 加盟済み 加盟申込中 加盟予定 加盟しない	
現地確認 希望の曜日・時間帯を記入してください。	
店舗の対策状況を確認させていただきます。対応可能な曜日に○をし、希望の時間帯があれば記入してください。後日ご連絡の上、確認日を調整させていただきます。 希望曜日： 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 希望時間帯：	
店舗概要	
営業時間： _____ ~ _____	座席数：カウンター _____ 席・テーブル _____ 席・個室 _____ 席
定休日：	現在のお店の状況： 営業中 休業中 ( / ~ / )
お店のジャンルに○をつけてください。 和食・洋食・中華・各国料理・居酒屋/バー・カフェ	

第2号様式（第5条第2項関係）

3八産産収第 号  
令和 年（ 年） 月 日

八王子市長 石森 孝志

### 八王子市飲食店認証決定通知書

申請のありました八王子市飲食店認証について、認証基準を満たしていると認められるため、同制度実施要綱第5条第3項の規定により、下記のとおり認証することを通知します。

#### 記

1. 店舗名

2. 店舗所在地

#### 【問合せ先】

八王子市産業振興部産業政策課  
電話：042-620-7252

第3号様式（第5条第4項関係）

3八産産収第 号  
令和 年（ 年） 月 日

様

八王子市長 石森 孝志

不認証決定通知書

申請のありました八王子市飲食店認証制度について、同制度実施要綱第5条第4項の規定により認証しないことを通知します。

記

1. 店舗名

2. 認証しないことの原因

【問合せ先】

八王子市産業振興部産業政策課

電話：042-620-7252

第4号様式(第6条第2項関係)

令和 年 月 日

八王子市長

所在地  
名称  
代表者氏名・役職名  
連絡先 Tel

認証マーク再交付申請書

認証マークの再交付を受けたいので、八王子市飲食店認証制度実施要綱第6条第2項の規定により、次の通り申請します。

記

1. 申請者

2. 代表者

3. 店舗名称

4. 申請の理由 汚損・亡失・その他( )



第5号様式(第7条第1項関係)

令和 年( 年) 月 日

八王子市長

所在地

名称

代表者氏名・役職名

連絡先 Tel

### 認証事項変更報告書

八王子市飲食店認証制度の認証を受けましたが、認証に係る事項に変更が生じたため、同制度実施要項第7条第1項の規定により、次の通り報告します。

### 記

1. 変更内容

2. 変更理由

3. 変更日

第6号様式(第11条第1項関係)

令和 年( 年) 月 日

八王子市長

所在地  
名称  
代表者氏名・役職名  
連絡先 Tel

認証辞退届出書

八王子市飲食店認証制度の認証を受けましたが、認証を辞退しますので、同制度実施要綱第11条の規定により、次の通り届出いたします。

記

1. 申請者
2. 代表者
3. 店舗名称
4. 辞退理由

第7号様式(第12条第3項及び第15条第1項関係)

3八産産発第 号  
令和 年( 年)月 日

様

八王子市長 石森 孝志

認証取消通知書

令和 年( 年)月 日付で認証された八王子市飲食店認証制度について、同制度実施要綱第 条の規定により、認証の取消を通知します。なお、本通知より遅滞なく、認証マークの使用をやめ、およびこれを破棄し、並びに「八王子市飲食店認証施設」の名称の使用をやめること。

記

1. 申請者
2. 代表者
3. 施設名称
4. 備考

【問合せ先】

八王子市産業振興部産業政策課  
電話：042-620-7252

第 8 号様式 ( 第 14 条関係 )

3 八産産発第 号  
令和 年 ( 年 ) 月 日

様

八王子市長 石森 孝志

認証の効力の一時停止について

令和 年 ( 年 ) 月 日付で認証された八王子市飲食店認証制度について、当該施設内で新型コロナウイルス感染症の患者が発生したため、同制度実施要綱第 14 条の規定により、認証の効力を一時停止します。なお、本通知より直ちに、認証マークの使用及び「ファンブレイス」の名称の使用をやめること。

記

1 . 申請者

2 . 代表者

3 . 施設名称

4 . 備考 なお、同制度実施要綱第 14 条の規定により、その認証施設を媒介とする感染拡大の危険性がなくなったと判断できた時から、認証マークの利用等を再開することができる。なお、その際は、その旨を市長に通知するもの。

第9号様式(第16条第2項)

令和 年( 年) 月 日

八王子市長 石森 孝志 殿

所在地  
名称  
代表者氏名・役職名  
連絡先 Tel

事業再開届出書

八王子市飲食店認証制度実施要綱第16条第2項に基づき、令和 年( 年)  
月 日付けで認証の一時停止を受けた下記の施設について、認証マークの利用等を再開  
したいので、以下のとおり届出いたします。

1. 対象事業所

・ 認証施設 名称

所在地

・ 認証年月日 令和 年( 年) 月 日

2. 再開の理由

3. 再開予定日 令和 年( 年) 月 日